

利用上の注意

- 1 表中の「-」は、該当数字がないものを示す。
- 2 秘匿対象地域（「一般世帯数」＋「施設等の世帯人員」の合計が1～3の地域）の年齢（5歳階級）別人口は隣接する地域に合算し、内訳は表章しない。秘匿対象地域には「*」、隣接する合算数値表章地域には「@」を付与した。
- 3 用語の解説

《港湾区域》

港湾法（昭和25年法律第218号）に規定する重要港湾及び地方港湾の港湾区域。

《世帯の種類》

世帯を次のとおり「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分した。

- 「一般世帯」とは、次のものをいう。
 - (1) 住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含めた。
 - (2) 上記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者
 - (3) 会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮などに居住している単身者
- 「施設等の世帯」とは、次のものをいう。なお、世帯の単位は、原則として下記の(1)、(2)及び(3)は棟ごと、(4)は中隊又は艦船ごと、(5)は建物ごと、(6)は一人一人とする。
 - (1) 寮・寄宿舍の学生・生徒－学校の寮・寄宿舍で起居を共にし、通学している学生・生徒の集まり
 - (2) 病院・療養所の入院者－病院・療養所などに、既に3か月以上入院している入院患者の集まり
 - (3) 社会施設の入所者－老人ホーム、児童保護施設などの入所者の集まり
 - (4) 自衛隊営舎内居住者－自衛隊の営舎内又は艦船内の居住者の集まり
 - (5) 矯正施設の入所者－刑務所及び拘置所の被収容者並びに少年院及び婦人補導院在院者の集まり
 - (6) その他一定まった住居を持たない単身者など